

○国土交通省令第 号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）を  
実施するため、開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令

開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正  
する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる  
規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表(第三条関係)

占用物件						単位	所在地	占用料
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話	第二種電話	第三種電話			
年つき一本に								
〇〇 一、九	〇〇 二、九	〇〇 三、九	〇〇 一、七	〇〇 二、七	〇〇 三、七	第一級地		
八〇〇	〇〇 一、二	〇〇 一、七	七一〇	〇〇 一、一	〇〇 一、六	第二級地		
五七〇	八七〇	〇〇 一、二	五一〇	八一〇	〇〇 一、一	第三級地		
四八〇	七三〇	九九〇	四三〇	六八〇	九四〇	第四級地		
四三〇	六七〇	九〇〇	三九〇	六二〇	八五〇	第五級地		

改正前

別表(第三条関係)

占用物件						単位	所在地	占用料
第一種電柱	第二種電柱	第三種電柱	第一種電話	第二種電話	第三種電話			
年つき一本に								
〇〇 一、七	〇〇 二、六	〇〇 三、五	〇〇 一、五	〇〇 二、四	〇〇 三、四	第一級地		
七三〇	〇〇 一、一	〇〇 一、五	六五〇	〇〇 一、〇	〇〇 一、四	第二級地		
五一〇	七九〇	〇〇 一、一	四六〇	七三〇	〇〇 一、〇	第三級地		
四二〇	六五〇	八八〇	三八〇	六一〇	八三〇	第四級地		
三八〇	五八〇	七八〇	三四〇	五四〇	七四〇	第五級地		

法 第 三 十 二 条 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 工 作 物							
郵便差出箱及び信書便	所 び 公 衆 電 話	変 圧 塔 そ の 他 こ れ に 類 する も の 及 び	地 下 に 設 け る 変 圧 器	路 上 に 設 け る 変 圧 器	地 下 に 設 け る 電 線 そ の 他 の 線 類	共 架 電 線 そ の 他 上 空 に 設 け る 線 類	類 そ の 他 の 柱
年 一 個 に つ き	年 一 個 に つ き	年 一 個 に つ き	年 一 個 に つ き	年 一 個 に つ き	年 一 個 に つ き	年 一 個 に つ き	年 一 個 に つ き
〇〇   一、四	〇〇   三、四	〇〇   一、〇	〇〇   一、〇	〇〇   一、六	一   〇	一   七	一   七   〇
六〇〇	〇〇   一、四	四   三   〇	七   〇   〇	四	七	七	七   一
四二〇	〇〇   一、〇	三   〇   〇	四   九   〇	三	五	五	五   一
三六〇	八   五   〇	二   六   〇	四   二   〇	三	四	四	四   三
三三〇	七   八   〇	二   三   〇	三   八   〇	二	四	四	三   九

法 第 三 十 二 条 第 一 項 第 一 号 に 掲 げ る 工 作 物							
郵便差出箱及び信書便	所 び 公 衆 電 話	変 圧 塔 そ の 他 こ れ に 類 する も の 及 び	地 下 に 設 け る 変 圧 器	路 上 に 設 け る 変 圧 器	地 下 に 設 け る 電 線 そ の 他 の 線 類	共 架 電 線 そ の 他 上 空 に 設 け る 線 類	類 そ の 他 の 柱
年 一 個 に つ き	年 一 個 に つ き	年 一 個 に つ き	年 一 個 に つ き	年 一 個 に つ き	年 一 個 に つ き	年 一 個 に つ き	年 一 個 に つ き
〇〇   一、三	〇〇   三、一	九   二   〇	〇〇   一、五	九	一   五	一   五	一   五   〇
五五〇	〇〇   一、三	三   九   〇	六   四   〇	四	七	七	六   五
三八〇	九   一   〇	二   七   〇	四   五   〇	三	五	五	四   六
三二〇	七   六   〇	二   三   〇	三   七   〇	二	四	四	三   八
二八〇	六   八   〇	二   〇   〇	三   三   〇	二	三	三	三   四

以上〇・一メートル 外径が〇・一メートル	外径が〇・七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・七メートル未満のもの	その他のもの				差出箱
				年つき一 トルに	積一平 方メー トルに	占用面	表示面	
一五〇	一〇〇	七一	〇〇	三、四	〇〇	三〇、		
六四	四三	三〇	〇〇	一、四	〇〇	四、八		
四五	三〇	二一	〇〇	一、〇	〇〇	一、八		
三八	二六	一八		八五〇		八七〇		
三五	二三	一六		七八〇		五九〇		

以上〇・一メートル 外径が〇・一メートル	外径が〇・七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上〇・一メートル未満のもの	外径が〇・七メートル未満のもの	その他のもの				差出箱
				年つき一 トルに	積一平 方メー トルに	占用面	表示面	
一四〇	九二	六四	〇〇	三、一	〇〇	二五、		
五九	三九	二七	〇〇	一、三	〇〇	四、三		
四一	二七	一九		九一〇		一、九		
三四	二三	一六		七六〇		九六〇		
三〇	二〇	一四		六八〇		六七〇		

法 第三十條 第二項 第二に掲げる物件					
五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの

長さ一メートルにつき一年

〇〇	七〇	四〇〇	三〇〇	二〇〇	
四三〇	三〇〇	一七〇	一三〇	八六	
三〇〇	二二〇	一二〇	九一	六一	
二六〇	一八〇	一〇〇	七七	五一	
二三〇	一六〇	九三	七〇	四七	

法 第三十條 第二項 第二に掲げる物件					
五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの

長さ一メートルにつき一年

九二〇	六四〇	三七〇	二八〇	一八〇	
三九〇	二七〇	一六〇	一二〇	七八	
二七〇	一九〇	一一〇	八二	五五	
二三〇	一六〇	九一	六八	四五	
二〇〇	一四〇	八一	六一	四一	

三 法 十 第						
運 動 自				の もの	外 径 が 一 メ ー トル 以 上	も の ト ル 未 満 の
線 類	他 の そ の 導 線 の もの	設 置 し て の そ の 象 と の 対 知 る もの	検 知 よ る もの			
				長 さ 一 メ ー ト ル に つ き 一 年		
	三 四				一 〇	〇 〇
	一 四				四	八 六 〇
	一 〇				三	六 一 〇
	九				三	五 一 〇
	八				二	四 七 〇

三 法 十 第						
運 動 自				の もの	外 径 が 一 メ ー トル 以 上	も の ト ル 未 満 の
線 類	他 の そ の 導 線 の もの	設 置 し て の そ の 象 と の 対 知 る もの	検 知 よ る もの			
				長 さ 一 メ ー ト ル に つ き 一 年		
	三 二				九	〇 〇
	一 三				四	七 八 〇
	九				三	五 五 〇
	八				二	四 五 〇
	七				二	四 一 〇

		第二条 第一項 第三号に掲げる施設					
の その 他の も	補助施設				柱 類 の 他 の 柱		
	その 他の もの		その 他の もの				
	の も る け 設 に 下 地		の も る け 設 に 空 上				
	年 つ き 一	ト ル に	方 メ 一	積 一 平	占 用 面	年 つ き 一	本 一 に
〇〇	三、 四	〇〇	一、 〇	〇〇	一、 七	〇〇	二、 七
〇〇	一、 四	四三〇			七 〇	〇〇	一、 一
〇〇	一、 〇	三〇〇			五 〇		八 〇
八五〇		二六〇			四三〇		六八〇
七八〇		二三〇			三九〇		六二〇

		第二条 第一項 第三号に掲げる施設						
の その 他の も	補助施設				柱 類 の 他 の 柱			
	その 他の もの		その 他の もの					
	の も る け 設 に 下 地		の も る け 設 に 空 上					
	年 つ き 一	ト ル に	方 メ 一	積 一 平	占 用 面	年 つ き 一	本 一 に	
〇〇	三、 一	九二〇			〇〇	一、 五	〇〇	二、 四
〇〇	一、 三	三九〇			六五〇		〇〇	一、 〇
九一〇		二七〇			四六〇		七三〇	
七六〇		二三〇			三八〇		六一〇	
六八〇		二〇〇			三四〇		五四〇	

祭礼、縁日	法第三十二条第一項第四号に掲げる施設						法第三十二条第一項第四号に掲げる施設
	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	地下街及び地下室			
				階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	
占用面	年つき一トルに方メ一積一平占用面						
	〇三、四	〇九、〇	〇〇一五、	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	〇三、四
	〇一、四	〇一、五	〇二、四				〇一、四
	〇一、〇	五四〇	九〇〇				〇一、〇
	八五〇	二六〇	四三〇				八五〇
	七八〇	一八〇	二九〇				七八〇

祭礼、縁日	法第三十二条第一項第四号に掲げる施設						法第三十二条第一項第四号に掲げる施設
	その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路	地下街及び地下室			
				階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの	
占用面	年つき一トルに方メ一積一平占用面						
	〇三、一	〇七、六	〇〇一三、	Aに〇・〇〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額	〇三、一
	〇一、三	〇一、三	〇二、一				〇一、三
	九一〇	五六〇	九三〇				九一〇
	七六〇	二九〇	四八〇				七六〇
	六八〇	二〇〇	三三〇				六八〇



				法第三十條第一項第六号に掲げる施設の			
標識	看板（ア）チであらざるものを除く（イ）			その他のもの			その他の催しに際し、一時的に設けるもの
	表示面積	積一平方メートル	その他のもの	表示面積	積一平方メートル	その他のもの	
年つき一本に	年つき一本に	年つき一本に	年つき一本に	月つき一本に	月つき一本に	月つき一本に	日つき一本に
〇二、七	〇三〇、	〇三〇、	〇三〇、	〇三〇、	〇三〇、	〇三〇、	三〇〇
〇一、一	〇四、八	〇四、八	〇四、八	四八〇	四八〇	四八〇	四八
八一〇	〇一、八	〇一、八	〇一、八	一八〇	一八〇	一八〇	一八
六八〇	八七〇	八七〇	八七〇	八七	八七	八七	九
六二〇	五九〇	五九〇	五九〇	五九	五九	五九	六

				法第三十條第一項第六号に掲げる施設の			
標識	看板（ア）チであらざるものを除く（イ）			その他のもの			その他の催しに際し、一時的に設けるもの
	表示面積	積一平方メートル	その他のもの	表示面積	積一平方メートル	その他のもの	
年つき一本に	年つき一本に	年つき一本に	年つき一本に	月つき一本に	月つき一本に	月つき一本に	日つき一本に
〇二、四	〇二五、	〇二五、	〇二五、	〇二、五	〇二、五	〇二、五	二五〇
〇一、〇	〇四、三	〇四、三	〇四、三	四三〇	四三〇	四三〇	四三
七三〇	〇一、九	〇一、九	〇一、九	一九〇	一九〇	一九〇	一九
六一〇	九六〇	九六〇	九六〇	九六	九六	九六	一〇
五四〇	六七〇	六七〇	六七〇	六七	六七	六七	七

件 掲 号 第 七 令  
物 げ に 条 幕

施 事 掲 号 第 七 令 幕 設 用 工 げ に 四 条 第 (	お 旗 ざ	
も け に 時 、 際 し の の 日 、 祭 の る 設 的 一 し に 催 他 そ 縁 礼	も 他 の そ の の の の	も け に 時 、 際 し の の 日 、 祭 の る 設 的 一 し に 催 他 そ 縁 礼
日 つ き 一 ト ル メ 一 方 一 平 積 一 面 そ の 面	月 つ き 一 本 一 に	日 つ き 一 本 一 に
三 〇 〇	〇 〇 三 〇	三 〇 〇
四 八	四 八 〇	四 八
一 八	一 八 〇	一 八
九	八 七	九
六	五 九	六

件 掲 号 第 七 令  
物 げ に 条 幕

施 事 掲 号 第 七 令 幕 設 用 工 げ に 四 条 第 (	お 旗 ざ	
も け に 時 、 際 し の の 日 、 祭 の る 設 的 一 し に 催 他 そ 縁 礼	も 他 の そ の の の の	も け に 時 、 際 し の の 日 、 祭 の る 設 的 一 し に 催 他 そ 縁 礼
日 つ き 一 ト ル メ 一 方 一 平 積 一 面 そ の 面	月 つ き 一 本 一 に	日 つ き 一 本 一 に
二 五 〇	〇 〇 二 五	二 五 〇
四 三	四 三 〇	四 三
一 九	一 九 〇	一 九
一 〇	九 六	一 〇
七	六 七	七

令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第二号に掲げる工作物	チア				除く											
			の		の		の		の									
			も	他の	その	の	る	断す	を横	車道	も	他の	その					
トルに	方メ	積一平	占用面	年	トルに	方メ	積一平	占用面	月	つき一	一基に	月	つき一	トルに	方メ	積一平	その面	
〇〇	三〇	〇〇	三〇	Aに〇・〇三二を乗じて得た額	〇〇	三〇	〇〇	三〇	〇〇	三〇	〇〇	〇〇	三〇	〇〇	三〇	〇〇	三〇	
四八〇		〇〇	一、四		〇〇	一、四	〇〇	二、四	〇〇	四、八	〇〇	四、八	〇〇	四、八	〇〇	四、八	〇〇	
一八〇		〇〇	一、〇		〇〇	一、〇	九〇	〇	〇〇	一、八	〇〇	一、八	〇〇	一、八	〇〇	一、八	〇〇	〇
八七		八五			〇〇	八五	四三〇		〇〇	八七〇	〇〇	八七〇	〇〇	八七〇	〇〇	八七		〇
五九		七八〇			〇〇	七八〇	二九〇		〇〇	五九〇	〇〇	五九〇	〇〇	五九〇	〇〇	五九		〇

令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第二号に掲げる工作物	チア				除く											
			の		の		の		の									
			も	他の	その	の	る	断す	を横	車道	も	他の	その					
トルに	方メ	積一平	占用面	年	トルに	方メ	積一平	占用面	月	つき一	一基に	月	つき一	トルに	方メ	積一平	その面	
〇〇	二、五	〇〇	三、一	Aに〇・〇三三を乗じて得た額	〇〇	三、一	〇〇	一、三	〇〇	一、三	〇〇	二、五	〇〇	二、五	〇〇	二、五	〇〇	
四三〇		〇〇	一、三		〇〇	一、三	〇〇	二、一	〇〇	四、三	〇〇	四、三	〇〇	四、三	〇〇	四、三	〇〇	
一九〇		九一〇			〇〇	九一〇	九三〇		〇〇	一、九	〇〇	一、九	〇〇	一、九	〇〇	一、九	〇〇	〇
九六		七六〇			〇〇	七六〇	四八〇		〇〇	九六〇	〇〇	九六〇	〇〇	九六〇	〇〇	九六		〇
六七		六八〇			〇〇	六八〇	三三〇		〇〇	六七〇	〇〇	六七〇	〇〇	六七〇	〇〇	六七		〇

令第七号第八号に掲げる施設の設置				トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下を除く。に設けるもの	上空に設けるもの	令第七号第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設
地下（トンネル）の階段が1のもの	上の階段が2のもの	地下を除く。の階段が3以上	の設置も			
Aに○・○・○七を乗じて得た額	Aに○・○・○六を乗じて得た額	Aに○・○・○四を乗じて得た額	Aに○・○・○一七を乗じて得た額	八を乗じて得た額	Aに○・○・○一七を乗じて得た額	つき 月
				七を乗じて得た額	Aに○・○・○一七を乗じて得た額	
				四を乗じて得た額	Aに○・○・○一七を乗じて得た額	
				二を乗じて得た額	Aに○・○・○一七を乗じて得た額	
				九を乗じて得た額	Aに○・○・○一七を乗じて得た額	
				一を乗じて得た額	Aに○・○・○一七を乗じて得た額	

令第七号第八号に掲げる施設の設置				トンネルの上又は高架の道路の路面下の地下を除く。に設けるもの	上空に設けるもの	令第七号第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設
地下（トンネル）の階段が1のもの	上の階段が2のもの	地下を除く。の階段が3以上	の設置も			
Aに○・○・○一を乗じて得た額	Aに○・○・○八を乗じて得た額	Aに○・○・○五を乗じて得た額	Aに○・○・○二三を乗じて得た額	一を乗じて得た額	Aに○・○・○二三を乗じて得た額	つき 月
				九を乗じて得た額	Aに○・○・○二三を乗じて得た額	
				六を乗じて得た額	Aに○・○・○二三を乗じて得た額	
				四を乗じて得た額	Aに○・○・○二三を乗じて得た額	
				三を乗じて得た額	Aに○・○・○二三を乗じて得た額	

令第 七条 第十号に掲げる施設及び自動車	令第 七条 第九号に掲げる施設	その他のもの	その他のもの
の	の	の	の

占用面積一平方メートルにつき一年

$A \times \frac{1}{10}$ $A \times \frac{2}{10}$ $A \times \frac{3}{10}$ $A \times \frac{4}{10}$ $A \times \frac{5}{10}$	$A \times \frac{1}{10}$ $A \times \frac{2}{10}$ $A \times \frac{3}{10}$ $A \times \frac{4}{10}$ $A \times \frac{5}{10}$	$A \times \frac{1}{10}$ $A \times \frac{2}{10}$ $A \times \frac{3}{10}$ $A \times \frac{4}{10}$ $A \times \frac{5}{10}$	$A \times \frac{1}{10}$ $A \times \frac{2}{10}$ $A \times \frac{3}{10}$ $A \times \frac{4}{10}$ $A \times \frac{5}{10}$	$A \times \frac{1}{10}$ $A \times \frac{2}{10}$ $A \times \frac{3}{10}$ $A \times \frac{4}{10}$ $A \times \frac{5}{10}$	$A \times \frac{1}{10}$ $A \times \frac{2}{10}$ $A \times \frac{3}{10}$ $A \times \frac{4}{10}$ $A \times \frac{5}{10}$	$A \times \frac{1}{10}$ $A \times \frac{2}{10}$ $A \times \frac{3}{10}$ $A \times \frac{4}{10}$ $A \times \frac{5}{10}$	$A \times \frac{1}{10}$ $A \times \frac{2}{10}$ $A \times \frac{3}{10}$ $A \times \frac{4}{10}$ $A \times \frac{5}{10}$
---	---	---	---	---	---	---	---

令第 七条 第十号に掲げる施設及び自動車	令第 七条 第九号に掲げる施設	その他のもの	その他のもの
の	の	の	の

占用面積一平方メートルにつき一年

$A \times \frac{1}{10}$ $A \times \frac{2}{10}$ $A \times \frac{3}{10}$ $A \times \frac{4}{10}$ $A \times \frac{5}{10}$	$A \times \frac{1}{10}$ $A \times \frac{2}{10}$ $A \times \frac{3}{10}$ $A \times \frac{4}{10}$ $A \times \frac{5}{10}$	$A \times \frac{1}{10}$ $A \times \frac{2}{10}$ $A \times \frac{3}{10}$ $A \times \frac{4}{10}$ $A \times \frac{5}{10}$	$A \times \frac{1}{10}$ $A \times \frac{2}{10}$ $A \times \frac{3}{10}$ $A \times \frac{4}{10}$ $A \times \frac{5}{10}$	$A \times \frac{1}{10}$ $A \times \frac{2}{10}$ $A \times \frac{3}{10}$ $A \times \frac{4}{10}$ $A \times \frac{5}{10}$	$A \times \frac{1}{10}$ $A \times \frac{2}{10}$ $A \times \frac{3}{10}$ $A \times \frac{4}{10}$ $A \times \frac{5}{10}$	$A \times \frac{1}{10}$ $A \times \frac{2}{10}$ $A \times \frac{3}{10}$ $A \times \frac{4}{10}$ $A \times \frac{5}{10}$	$A \times \frac{1}{10}$ $A \times \frac{2}{10}$ $A \times \frac{3}{10}$ $A \times \frac{4}{10}$ $A \times \frac{5}{10}$
---	---	---	---	---	---	---	---



備考 (略)	の	令第七条第十四号 に掲げる施設
		Aに〇・〇三二を乗じて得た額

備考 (略)	の	令第七条第十四号 に掲げる施設
		Aに〇・〇三三を乗じて得た額

附 則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。